子育で世代のまちなか居住を応援します!

補助上限

集合住宅: 13,000円/月

一戸建て住宅:17,000円/月

※家賃から共益費や駐車場代、勤務先の住宅手当などを除いた額の4分の1

補助期間 最長 3 年間

(36ヶ月)

~主な要件~

他市町村より転入し、1年以内に中心市街地内の「民間賃貸住宅」に入居された方で、右のいずれかに該当する方。

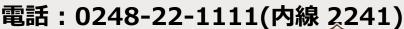
- 満18歳未満の子どもと 同居する世帯で、子ども を扶養する父又は母のい ずれかが世帯主。
- 2. 同居する夫婦のいずれか が満40歳以下で、夫婦 のいずれかが世帯主。





お問い合わせ・申請窓口

白河市役所 まちづくり推進課 まちづくり推進係



















対象エリア及び住宅

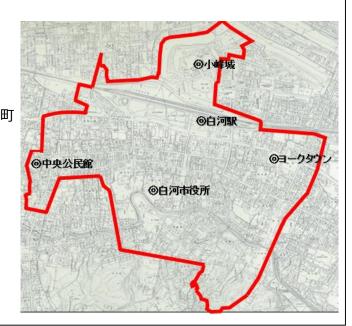
[エリア]:第3期中心市街地活性化基本計画区域

全てがエリア内

愛宕町、馬町裏、大手町、上ノ台、勘定町、 新蔵町、大工町、鷹匠町、手代町、天神町、 中町、八幡小路、袋町、南町、本町、本町北裏、横町 一部がエリア内 ※詳しくはご確認ください。 金屋町、菖蒲沢、束前町、道場小路、道場町、 白井掛、白井掛下、二番町、年貢町、番士小路、 向新蔵、巡り矢、四ツ谷

[住宅]: エリア内の民間賃貸住宅 (集合・戸建て)

※市営住宅などの公的賃貸住宅、社宅、寮など の事業主の給与住宅、2親等以内の親族が所有し ている住宅は補助の対象になりません。



手続きの流れ

○資格の認定(初年度のみ)

事前 相談 •補助対象要件※1等の確認を行います。

認定 申請

•必要書類※2を提出していただきます。

審査

•申請書類の審査を行います。

認定 決定 審査を通った方には、認定通知書を送付い たします。

※認定日の属する月から最長36ヶ月(3年)有効

○補助金の申請(毎年3月)

交付 申請 •必要書類※3を提出していただきます。

審杳

申請書類の審査を行います。

交付 決定

●審査を通った方には、交付決定通知書を 送付いたします。

請求

お支

払い

•補助金交付請求書を提出していただきます。

●当該年度の4月から3月分までの補助金を 一括して振り込みます。

※1【補助対象要件】

世帯要件のほか、次に該当している必要があり ます。

- 生活保護の住宅扶助など、公的家賃補助等を 受けている方がいない世帯。
- 民間賃貸住宅の家賃及び市税を滞納していな い世帯。
- 居住する自治会に加入している世帯。
- 本事業に基づく補助を受けたことがある方が いない世帯。
- 反社会的勢力と密接な関係、もしくは社会的 に非難される関係を有する者が含まれていな い世帯。

※2【必要書類】

- 受給資格認定申請書(第1号様式)
- ・ 世帯全員の住民票(謄本)
- 住宅賃貸契約書の写し
- 家賃内訳証明書(第2号様式)
- ※住宅賃貸契約書の写しで家賃の内訳が不明 確な場合に限る。
- 住宅手当支給証明書(第3号様式)
- 世帯全員の市税の納税証明書 (前住所地の市町村税の納税証明書を含む) (18歳以下の学生は除く)
- 自治会長が証明する自治会加入証明書(第4号 様式)

※ 3 【必要書類】

- 交付申請書(第7号様式)
- 家賃支払いを証明できる書類(通帳写し、振込 表、領収書など)
- 世帯全員の市税の納税証明書
- 自治会長が証明する自治会加入証明書(第4号 様式)















